

～就労証明書の記入における注意点～

令和4年度より就労証明書の様式を内閣府及び厚生労働省で定められた標準的様式に変更しました。保育所等に在庫している様式や以前に配布した(取得された)様式も使用可能です。

- ・ 就労証明書に押印（会社ゴム印+代表者認印、社印）がない場合、就労先の確認のため、源泉徴収票の写しをご提出下さい。（源泉徴収票がない場合は、事業者が記載された給与明細の写し、雇用証明書、辞令の写しの提出でも可能です。）
- ・ 自営業の方は事業主の確定申告の控え等、自営業として確認できるものを添付してください。
- ・ 農業の方は出荷伝票もしくは給与明細書等、就労が確認できるものを添付してください。
- ・ 家事手伝い等給与の支給のない就労の場合、保育所等の入所要件を満たしません。
- ・ 提出された書類は、実態調査、審査、検討し、必要に応じて、再度書類提出を求めることがあります。
- ・ 証明内容に虚偽の記載があった場合、保育所等の入園を取り消すことがあります。

就労証明書の記入要領については、津島市HPにも掲載していますので、ご確認ください。